

○子ども・子育て支援新制度における施設・事業の分類

施設・事業の種類		施設・事業者の認可主体・指導監督主体	施設・事業者の確認主体・指導監督主体	施設・事業者への給付主体・指導監督主体	入所基準
教育・保育施設	幼稚園	都特例条例の規定により市	市 【④】条例	市	幼稚園部分は各園による
	保育所 【①】条例	中核市			
	認定こども園	—			
	幼保連携型 【②】条例	中核市			
	幼稚園型	都道府県 (指定都市)			
	保育所型				
地方裁量型					
地域型保育事業 (家庭的保育事業等) 【③】条例	家庭的保育事業 (5人以下／0-2歳児)	市	市 【⑤】条例		
	小規模保育事業 (6人以上19人以下／0-2歳児)				
	居宅訪問型保育事業 (0-2歳児)				
	事業所内保育事業 (従業員の子ども+地域枠)				
放課後児童健全育成事業(学童保育所) 【⑥】条例		市への届出	—	市 【⑦】条例	

(事務局案)

児童福祉施設等の設備、運営基準 における共通独自項目について

1 障害者雇用の推進

障害者雇用に係る事業者の責務を認識し、障害者雇用の促進と安定に努めるよう求める。

2 障害者就労施設等からの優先調達への協力

障害者の自立と社会参加に地域社会の幅広い協力を促すため、障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達に対し、児童福祉施設の参加を求める。

3 虐待防止研修等の義務付け

被保護者や障害者に対する虐待事案の早期発見、防止に努めるため、職員への虐待防止研修の実施など、必要な措置を講ずべきことを施設に義務付ける。

4 非常災害対策の強化

震災対策等の非常災害対策を具体的に定めるよう義務付け、利用者の安全確保を図る。

5 職員資質向上のための研修の充実

職員研修に外部研修も含め、新しい知識や外部の意見を吸収する機会を設けることで、開かれた施設運営を実現する。

条例個票

条例名	1 八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	
整備区分	制定	(新制度・中核市)
目的	児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所）の設備及び運営に関する基準を定めるもの	
都条例	【名称】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	
	【施行年月日】 平成 24 年 4 月 1 日	
	【目次】 第一章 総則（第一条—第二十条） 第二章 助産施設（第二十一条—第二十四条） 第四章 母子生活支援施設（第三十三条—第四十条） 第五章 保育所（第四十九条—五十二条） 第十一章 雑則（第八十二条） 附則	
都条例には規定されていないが八王子市独自に規定するもの	1 職員配置基準（保育所）	
	都条例	満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね <u>二十人につき一人以上</u> 、満四歳以上の幼児おおむね <u>三十人につき一人以上</u> を保育士の員数とすることとする。 ＜第五章第四十三条 職員＞＜施行規則第十六条 保育所の職員＞
	市条例	満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね <u>十五人につき一人以上</u> 、満四歳以上の幼児おおむね <u>二十七人につき一人以上</u> を保育士の員数とすることとする。
	【目的】	一人の保育士が保育する幼児数を減らすことで、手厚くきめ細かい対応を可能にし、保育の質の向上を図る。
	2 子育て支援事業（保育所）	
	都条例	—（規定なし）
	市条例	地域の子育て世帯に対して、保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等の子育て支援事業のうち、所在する地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
	【目的】	地域の子育て拠点として、在宅子育て家庭に対し必要な支援を実施することにより、子育てに対する孤立感、不安感や負担感を解消し、安心して育児ができる環境を整える。

都条例には規定されていないが八王子市独自に規定するもの	3 保育所の設備の基準の特例	
	都条例	満三歳以上の幼児に対する食事を当該保育所外で調理し搬入する方法により提供することができる。＜第5章第42条 保育所の設備基準の特例＞
	市条例	—（設備基準の特例を設けない）
	【目的】	食物アレルギーへの対応や食育推進の観点から、給食の外部搬入の特例を条例化しないことで、自園調理を義務化する。
	4 障害者雇用の促進	
	都条例	—（規定なし）＜第一章第五条 一般原則＞
	市条例	障害者雇用の促進に努めなければならない。
	【目的】	障害者の自立支援及び社会参加の機会拡大を図る。
	5 障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達の推進	
	都条例	—（規定なし）＜第一章第五条 一般原則＞
	市条例	障害者就労施設等が供給する物品及び役務を優先的に調達するよう努めなければならない。
	【目的】	障害者の就労機会拡大に幅広く協力を求め、障害者の社会参加を地域全体で支える。
	6 職員資質向上のための研修の充実	
	都条例	職員の資質の向上のための <u>研修の機会</u> を確保しなければならない。＜第一章第七条 知識及び技能の向上等＞
	市条例	職員の資質の向上のため <u>外部研修その他適切な研修の機会</u> を確保しなければならない。
	【目的】	職員研修に外部研修も含め、新しい知識や外部の意見を吸収する機会を設けることで、開かれた施設運営を実現する。
	7 虐待防止措置	
	都条例	—（研修実施の規定なし）＜第一章第十条 虐待等の禁止＞
	市条例	虐待防止のため <u>研修の実施その他必要な措置</u> を講じなければならない。
	【目的】	利用者への虐待が憂慮される中、虐待防止の措置を義務付けることで利用者の人権を擁護する。
	8 非常災害対策について	
	都条例	非常災害に対する <u>具体的計画</u> を策定する。＜第一章第二十条 非常災害対策＞
	市条例	非常災害の <u>種類及び規模に応じた具体的計画</u> を策定する。
	【目的】	災害発生時において、きめ細かい緊急時対応力の強化につなげるため。

1 設備の基準	
国とは異なるが都基準に準拠した内容	国基準 乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。＜第五章第三十二条＞
	市条例 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
	【目的】 ほふくを始めた乳児又は満二歳に満たない幼児にも適切な面積確保が図られるよう、乳児室の面積をあらかじめ三・三平方メートル以上とし、保育の質を確保する。
対象数	助産施設 2 施設 母子生活支援施設 1 施設 民間保育所 7 5 園、公立保育所 1 6 園

(事務局案)

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第十九条)
- 第二章 助産施設(第二十条—第二十四条)
- 第三章 母子生活支援施設(第二十四条—第三十二条)
- 第四章 保育所(第三十三条—第四十条)
- 第五章 雑則(第四十一条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条の規定に基づき、八王子市における助産施設、母子生活支援施設及び保育所(以下「児童福祉施設」という。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(目的)

第二条 この最低基準は、児童福祉施設の入所者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(用語の意義)

第三条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の向上)

第四条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する児童福祉施設に対し、八王子市社会福祉審議会の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて設備を有し、又は運営する児童福祉施設は、最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、運営内容について自ら評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気その他の入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設は、障害者の雇用の促進に努めるとともに、障害者就労施設等が供給する物品及び役務を優

(事務局案)

先的に調達するよう努めなければならない。

(職員の一般的要件)

第六条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第七条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員の資質向上のための外部研修その他適切な研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として必要に応じ兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所者への平等取扱原則)

第九条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 児童福祉施設は、虐待防止のため研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十一条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をするなどその権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十二条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(母子生活支援施設に限る。)は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持できるよう入浴させ、又は清拭しなければならない。

(食事)

第十三条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設の調理室で調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量

(事務局案)

を含有する献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第十四条 児童福祉施設の長は、入所者に対する入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条、第十三条及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 前項に規定する入所者に対する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置の解除又は停止等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(規程)

第十五条 児童福祉施設(保育所を除く。)は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。

2 保育所は、特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めおかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する特定教育・保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 保育所の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第十六条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(事務局案)

(秘密保持等)

第十七条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十八条 児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、市から、当該施設の行った援助に関し当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 児童福祉施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第十九条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。

第二章 助産施設

(種類)

第二十条 助産施設は、第一種助産施設(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院又は診療所であるものをいう。以下同じ。)及び第二種助産施設(同法第二条に規定する助産所であるものをいう。以下同じ。)とする。

(入所させる妊産婦)

第二十一条 助産施設は、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合に限り、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第二十二条 第二種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第二十三条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのある場合は、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させ、又は入院させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要する場合は、この限りでない。

第三章 母子生活支援施設

(設備の基準)

(事務局案)

第二十四条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、相談室及び集会、学習等を行う室を設けること。
- 二 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近の保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要がある場合は、保育所の設備に準ずる設備を設けること。
- 三 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医務室及び静養室を設けること。
- 四 母子室については、面積を三十平方メートル以上とし、調理設備、浴室及び便所を設け、一世帯につき一室以上とすること。

(職員)

第二十五条 母子生活支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)
 - 二 嘱託医
 - 三 少年を指導する職員
 - 四 調理員又はこれに代わる者
- 2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子(合計して十人以上となる場合に限る。)に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による大学をいう。以下同じ。)の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 母子生活支援施設は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の員数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあつては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては三人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の員数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては、二人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第二十六条 母子生活支援施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師(精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。)
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者
- 四 市長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であること又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了することとする。
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は区市町村における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉に関する事業に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

(事務局案)

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。

(母子支援員の資格)

第二十七条 母子支援員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長(厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十八条に規定する地方厚生局長をいう。以下同じ。)又は地方厚生支局長(同法第十九条に規定する地方厚生支局長をいう。以下同じ。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 高等学校(学校教育法第一条の規定による高等学校をいう。以下同じ。)若しくは中等教育学校(同条の規定による中等教育学校をいう。以下同じ。)を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第二十八条 母子生活支援施設における生活支援は、母子ともに入所する施設の特性を生かしつつ、入所中の母子の自立の促進を目的とし、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、当該母子の家庭生活及び就業の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第二十九条 母子生活支援施設の長は、第二十八条の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十条 母子生活支援施設は、法第三十八条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第三十一条 第二十四条第二号の規定により、母子生活支援施設に保育所の設備に準ずる設備を設ける場合は、第四章(第三十四条第二項を除く。)の規定を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第三十二条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と連携を図らなければならない。

第四章 保育所

(設備の基準)

(事務局案)

第三十三条 保育所(乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。
- 三 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

2 保育所(満二歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第三号において同じ。)、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。
- 三 満二歳以上の幼児一人につき、保育室又は遊戯室の面積にあつては一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあつては三・三平方メートル以上とすること。

3 保育所は、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階以上に設ける場合は、次の一、二及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の二からチまでの基準を満たさなければならない。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。
- 二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区 分	施設又は設備
二 階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三 階	常 用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

(事務局案)

四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 二に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

五 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第三十四条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十七人につき一人以上を保育士の員数とする。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。

(保育時間等)

第三十五条 保育所における保育時間は、原則として一日につき八時間とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。

2 保育所における開所時間は、原則として十一時間とする。

(保育の内容)

第三十六条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

(事務局案)

(保護者との連絡)

第三十七条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十八条 保育所は、自ら行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(子育て支援)

第三十九条 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等の子育て支援事業のうち、その所在する地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

第五章 雑則

(委任)

第四十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第三十四条第二項に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

条例個票

条例名	2 八王子市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例	
整備区分	制定	(新制度・中核市)
目的	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定めるもの	
国基準(案)	【名称】 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準	
	【施行年月日】 平成 27 年 4 月 1 日 (予定)	
	【目次】 第A章 総則 (第A 1 条—第A 4 条) 第B章 学級の編成及び職員に関する基準 (第B 1 条—第B 2 四条) 第C章 設備に関する基準 (第C 1 条—第C 5 条) 第D章 運営に関する基準 (第D 1 条—第D 6 条) 附則	
国基準には規定されていないが八王子市独自に規定するもの	1 職員配置基準	
	国基準	満三歳以上満四歳未満の園児 おおむね <u>二十人につき一人</u> 満四歳以上の園児 おおむね <u>三十人につき一人</u> <第B章第B 2 条 職員><別表> ※具体的な職員配置基準については、公定価格の議論において検討中
	市条例	満三歳以上満四歳未満の園児 おおむね <u>十五人につき一人</u> 満四歳以上の園児 おおむね <u>二十七人につき一人</u>
	【目的】	一人の保育士が保育する幼児数を減らすことで、手厚くきめ細かい対応を可能にし、保育の質の向上を図る。
	2 設備の基準	
	国基準	乳児室 満二歳未満の園児のうち、ほふくしないもの一人につき <u>一・六五平方メートル</u> <第C章第C 3 条 園舎に備えるべき設備>
	市条例	乳児室又はほふく室 満二歳未満の園児一人につき <u>三・三平方メートル</u>
	【目的】	ほふくを始めた乳児又は満二歳に満たない幼児にも適切な面積確保が図られるよう、乳児室の面積をあらかじめ <u>三・三平方メートル</u> 以上とし、保育の質を確保する。
	3 食事の提供方法の特例	
	国基準	満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。 <第D章第D 3 条 食事の提供方法の特例>
市条例	— (食事の提供方法の特例を設けない)	
【目的】	食物アレルギーへの対応や食育推進の観点から、給食の外部搬入の特例を条例化しないことで、自園調理を義務化する。	

国基準には規定されていないが八王子市独自に規定するもの	4 障害者雇用の促進	
	国基準	—（記載なし）＜第D章第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用＞
	市条例	障害者雇用の促進に努めなければならない。
	【目的】	障害者の自立支援及び社会参加の機会拡大を図る。
	5 障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達の推進	
	国基準	—（記載なし）＜第D章第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用＞
	市条例	障害者就労施設等が供給する物品及び役務を優先的に調達するよう努めなければならない。【八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用】
	【目的】	障害者の就労機会拡大に幅広く協力を求め、障害者の社会参加を地域全体で支える。
	6 職員資質向上のための研修の充実	
	国基準	職員の資質の向上のための <u>研修</u> の機会を確保しなければならない。＜第D章第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用＞
	市条例	職員の資質の向上のため <u>外部研修その他適切な研修</u> の機会を確保しなければならない。【八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用】
	【目的】	職員研修に外部研修も含め、新しい知識や外部の意見を吸収する機会を設けることで、開かれた施設運営を実現する。
	7 虐待防止措置	
	国基準	—（記載なし）＜第D章第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用＞
	市条例	虐待防止のため <u>研修の実施その他必要な措置</u> を講じなければならない。【八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用】
	【目的】	利用者への虐待が憂慮される中、虐待防止の措置を義務付けることで利用者の人権を擁護する。
	8 非常災害対策について	
	国基準	非常災害に対する <u>具体的計画</u> を立てる。＜第D章第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用＞
	市条例	非常災害の <u>種類及び規模に応じた具体的計画</u> を策定する。【八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用】
【目的】	災害発生時において、きめ細かい緊急時対応力の強化につなげるため。	
備考	既存施設からの移行特例等の附則規定については国において検討中	
対象数	移行に向けて検討中の園 幼稚園型認定こども園 1園	

(事務局案)

八王子市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 学級の編制及び職員に関する基準（第四条—第五条）

第三章 設備に関する基準（第六条—第十条）

第四章 運営に関する基準（第十一条—第十五条）

第五章 雑則（第十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、八王子市における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（目的）

第二条 最低基準は、法第二条第七項の目的を達成するために必要な環境が確保されていることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、八王子市社会福祉審議会の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 幼保連携型認定こども園は、最低基準を超えて、常にその学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて学級を編制し、職員を配置し、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園は、最低基準を理由として、それらの水準を低下させてはならない。

第二章 学級の編制及び職員に関する基準

（学級の編制の基準）

第四条 満三歳以上の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員）

第五条 幼保連携型認定こども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）及び調理員を一人以上置かなければならない。ただし、第D3条の規定により、調理業務の全部を委託するときは、この限りでない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こ

(事務局案)

ども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、別表に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

4 幼保連携型認定こども園に置く職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当該教育及び保育を行う上で支障がないと認められる場合に限る。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

第三章 設備に関する基準

(設備の一般的要件)

第六条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、次項及び第三項の定めるところにより、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 満三歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として第八条第六項の規定により計算した面積

3 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
二学級	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

ニ 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第四号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子ども

(事務局案)

を入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 保育室
- 三 遊戯室
- 四 ほふく室又は乳児室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第D3条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第一項第六号の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、通常食事の提供をするべき園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供をするべき園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 第一項第二号から第四号までの設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した面積以上でなければならない。

一 保育室又は遊戯室 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル

二 乳児室又はほふく室 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

8 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

9 保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所(以下この項及び第十条において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる要件を満たすときは二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第二号から第七号までに掲げる要件を満たすときは、三階以上の階に設けることができる。この場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

(事務局案)

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三の階条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。

四 第二号の表に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

五 調理室（火気を使用するものに限り、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）の部分とそれ以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。

六 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(事務局案)

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防災処理が施されていること。

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の施設及び設備の使用)

第十条 幼保連携型認定こども園は、特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。ただし、当該幼保連携型認定こども園が当該設備を保育室等として共用することについては、この限りでない。

第四章 運営に関する基準

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十一条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならない。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（第三号において「教育時間」という。）は、四時間であること。ただし、園児の発達程度、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な一日当たりの時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。）は、八時間とすること。

(食事の提供)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第十条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、前項の園児以外の園児に対し、同項に定める方法により、食事の提供を行うことができる。

3 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 幼保連携型認定こども園において園児に食事を提供するに当たっては、法第九条各号に掲げる目標との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第十三条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(事務局案)

(掲示)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十五条 八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第五条第一項、第二項及び第五項、第七条、第九条から第十一条まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項並びに第三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下単に「園児」という。）
第五条第二項	児童	園児
第九条	入所者	園児
第十条	入所中の児童	園児
第十一条	当該児童	当該園児
	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下単に「園長」という。）
	入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）	園児
第十七条	利用者	園児
第十八条第一項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第十八条第二項	援助に関し当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に関し	教育及び保育並びに子育て支援について
第三十七条	保育所の長	園長
	常に入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

(事務局案)

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

【以下、附則の規定については検討中】

別表（第五条関係）【具体的な職員配置基準については、公定価格の議論において検討中】

園児の区分		員数
一 満三歳以上の園児	満四歳以上の園児	おおむね二十七人につき一人
	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
二 満一歳以上満三歳未満の園児		おおむね六人につき一人
三 満一歳未満の園児		おおむね三人につき一人
備考		
一 この表に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。		
二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合計した数とする。		
三 この表第一号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。		
四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。		

条例個票

条例名	3 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	
整備区分	制定	(新制度)
目的	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの	
国基準(案)	【名称】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	
	【施行年月日】平成27年4月1日(予定)	
	【目次】 目次 第一章 総則(第A①条—第A21条) 第二章 家庭的保育事業(第B①条—第B⑤条) 第三章 小規模保育事業(第C条—第C3③条) 第四章 居宅訪問型保育事業(第D①条—第D⑤条) 第五章 事業所内保育事業(第E条—第E⑥条) 附則	
国基準には規定されていないが八王子市独自に規定するもの	1 職員配置基準(小規模保育事業B型)	
	国基準	保育従事者のうち半数以上は保育士とする。 <第三章第二節第C2①条 職員>
	市条例	保育従事者のうち六割以上は保育士とする。
	【目的】	有資格者の割合を増やすことで、保育の質の向上を図る。
	2 設備の基準	
	国基準	乳児室 満二歳未満の園児のうち、ほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル<第C章第C3条>
	市条例	乳児室又はほふく室 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル
	【目的】	ほふくを始めた乳児又は満二歳に満たない幼児にも適切な面積確保が図られるよう、乳児室の面積をあらかじめ三・三平方メートル以上とし、保育の質を確保する。
	3 食事の提供の特例	
	国基準	食事の提供について、次項に規定する施設において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。<第一章第A⑩条 食事の提供の特例>
市条例	—(食事の提供方法の特例を設けない)	
【目的】	食物アレルギーへの対応や食育推進の観点から、給食の外部搬入の特例を条例化しないことで、自園調理を義務化する。	

国基準には規定されていないが八王子市独自に規定するもの	4 障害者雇用の促進	
	国基準	—（記載なし）＜第一章第A⑤条 一般原則＞
	市条例	利用定員が二十人以上の事業者内保育事業を行う者においては、障害者雇用の促進に努めなければならない。
	【目的】	障害者の自立支援及び社会参加の機会拡大を図る。
	5 障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達の推進	
	国基準	—（記載なし）＜第一章第A⑤条 一般原則＞
	市条例	障害者就労施設等が供給する物品及び役務を優先的に調達するよう努めなければならない。
	【目的】	障害者の就労機会拡大に幅広く協力を求め、障害者の社会参加を地域全体で支える。
	6 職員資質向上のための研修の充実	
	国基準	職員の資質の向上のための <u>研修の機会を確保</u> しなければならない。＜第一章第A⑨条 職員の知識及び技能の向上等＞
	市条例	職員の資質の向上のため <u>外部研修その他適切な研修の機会を確保</u> しなければならない。
	【目的】	職員研修に外部研修も含め、新しい知識や外部の意見を吸収する機会を設けることで、開かれた施設運営を実現する。
	7 虐待防止措置	
	国基準	—（研修実施の記載なし）＜第一章第A⑫条 虐待等の禁止＞
	市条例	虐待防止のため <u>研修の実施その他必要な措置を講じ</u> なければならない。
	【目的】	利用者への虐待が憂慮される中、虐待防止の措置を義務付けることで利用者の人権を擁護する。
	8 非常災害対策について	
	国基準	非常災害に対する <u>具体的計画を立てる</u> 。＜第一章第A⑨条 非常災害＞
	市条例	非常災害の <u>種類及び規模に応じた具体的計画を策定</u> する。
【目的】	災害発生時において、きめ細かい緊急時対応力の強化につなげるため。	
対象数	家庭的保育者（保育ママ）19人 グループ型小規模保育 1施設 事業所内保育所については6月に意向調査予定	

(事務局案)

八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

目次

第一章	総則（第一条—第二十条）
第二章	家庭的保育事業（第二十一条—第二十五条）
第三章	小規模保育事業（第二十六条—第三十四条）
第四章	居宅訪問型保育事業（第三十五条—第三十九条）
第五章	事業所内保育事業（第四十条—第四十六条）
第六章	雑則（第四十七条）
附則	

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十三条の規定に基づき、八王子市における家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（目的）

第二条 この最低基準は、家庭的保育事業等の利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（用語の意義）

第三条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の向上）

第四条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、八王子市社会福祉審議会の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて設備を有し、又は運営する家庭的保育事業者等は、最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、その運営の内容について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務を優先的に調達するよう努めるととも

(事務局案)

に、利用定員が二十人以上の事業所内保育事業を行う者においては、障害者の雇用の促進に努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第六条第二号、第七条、第十四条第二項及び第三項並びに第十五条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（保育所等との連携）

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第十二条第二項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第五項において同じ。）

は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育（法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育をいう。）又は保育を提供すること。

（非常災害対策）

第七条 家庭的保育事業所等においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第八条 家庭的保育事業等に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実際について訓練を受けた者とする。

（職員の知識及び技能の向上等）

第九条 家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員の資質の向上のための外部研修その他適切な研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、

(事務局案)

保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用者への平等取扱原則)

第十一条 家庭的保育事業所等においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、虐待防止のため研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育を提供する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(利用者及び職員の健康診断)

第十六条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業所等の管理者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相

(事務局案)

当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ家庭的保育事業等による保育を受けること又は法第二十三条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(規程)

第十七条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第十八条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十九条 家庭的保育事業等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、市から、その行った保育に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

(設備の基準)

(事務局案)

第二十一条 家庭的保育事業は、家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

一 乳幼児（法第六条の三第九項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の保育を行う専用の部屋を設けること。

二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数の一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。

三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。

六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。

七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第二十二条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

一 調理業務の全部を委託する場合

二 家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに乳幼児（三人以下の場合に限る。）の保育を行う場合であつて、当該家庭的保育補助者が調理を行う場合

2 家庭的保育者は、次に各号のいずれにも該当する者とする。

一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。

二 法第十八条の五各号及び法第三十三条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

（保育時間）

第二十三条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十五条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第二十四条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十四条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第二十五条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(事務局案)

第三章 小規模保育事業

(小規模保育事業の区分)

第二十六条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第一節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第二十七条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十二条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段避難用
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段避難用
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階

(事務局案)

		<p>段</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
四階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項以上各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段ウイに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p>

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第二十八条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

一 乳児おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(事務局案)

(準用)

第二十九条 第二十三条から第二十五条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十三条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十五条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(次条及び第二十五条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第二十四条及び第二十五条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。

第二節 小規模保育事業B型

(職員)

第三十条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。

一 乳児おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十一条 第二十三条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十三条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十五条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第三十一条において準用する次条及び第二十五条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第二十四条及び第二十五条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」と、第二十七条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第三節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第三十二条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児または前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三

(事務局案)

歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。) を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十七条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第三十三条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

(準用)

第三十四条 第二十三条から第二十五条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十三条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十五条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第三十四条において準用する次条及び第二十五条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第二十四条及び第二十五条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

第四章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第三十五条 居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十三条第五項又は第四十五条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十三条第五項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 母子家庭等(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- 五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第三十六条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所(以下「居宅訪問型保育事業所」という。)には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第三十七条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児(法第六条の三第十一項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあ

(事務局案)

っては、当該児童を含む。以下この章において同じ。) の数は一人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第三十八条 居宅訪問型保育事業者は、第三十五条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第三十九条 第二十三条から第二十五条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十三条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十五条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十四条及び第二十五条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第五章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第四十条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において事業所内保育事業者という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第十二項第一号ア、イ又はウに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
一人以上五人以下	一人
六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人
十一人以上十五人以下	四人
十六人以上二十人以下	五人
二十人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人
三十一人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一人以上六十人以下	十五人
六十一人以上七十人以下	二十人
七十一人以上	二十人

(設備の基準)

第四十一条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条及び次条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医

(事務局案)

務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段避難用
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段避難用
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項以上各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等

(事務局案)

	<p>が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段ウイに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p>
--	---

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第四十二条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第十五条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。

(連携施設に関する特例)

第四十三条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第六条の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。

(準用)

第四十四条 第二十三条から第二十五条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十三条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十五条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十四条において準用する次条及び第二十五条において「保育所型事業所内保育事業者という。）」と、第二十四条及び第二十五条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第四十五条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員と

(事務局案)

して市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第四十六条 第二十三条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十三条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十五条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十四条において準用する次条及び第二十五条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十四条及び第二十五条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十七条本文中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「（法第六条の三第十項第二号）」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十五条において準用する第二十七条第五号」とする。

第五章 雑則

（委任）

第四十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第一項（調理員に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第三十条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第三十三条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第四十二条第一項（調理員に係る部分に限る。）及び第四十五条第一項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

3 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法（平成二十四年

(事務局案)

法律第六十五号)第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保しないことができる。

条例個票

条例名	4 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	
整備区分	制定	(新制度)
目的	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの	
国基準(案)	【名称】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	
	【施行年月日】 平成 27 年 4 月 1 日 (予定)	
	【目次】 第一章 総則 (第一条—第三条) 第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 (第 A + 1 条—第 E + 1 条) 第三章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 (第 a + 1 条—第 c + 1 条)	
	附則	
国基準には規定されていないが八王子市独自に規定するもの	1 障害者雇用の促進	
	国基準	— (記載なし) <第一章第三条 一般原則>
	市条例	障害者雇用の促進に努めなければならない。
	【目的】	障害者の自立支援及び社会参加の機会拡大を図る。
	2 障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達の推進	
	国基準	— (記載なし) <第一章第三条 一般原則>
	市条例	障害者就労施設等が供給する物品及び役務を優先的に調達するよう努めなければならない。
	【目的】	障害者の就労機会拡大に幅広く協力を求め、障害者の社会参加を地域全体で支える。
	3 職員資質向上のための研修の充実	
	国基準	職員の資質の向上のために、 <u>その研修の機会</u> を確保しなければならない。 <第二章第 D + 1 条 勤務体制の確保> <第三章第 b + 9 条 勤務体制の確保>
	市条例	職員の資質の向上のための <u>外部研修その他適切な研修の機会</u> を確保しなければならない。
	【目的】	職員研修に外部研修も含め、新しい知識や外部の意見を吸収する機会を設けることで、開かれた施設運営を実現する。
	4 虐待防止措置	
国基準	人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等	

国基準には規定されていないが八王子市独自に規定するもの		の措置を講ずるよう努めなければならない。＜第一章第三条 一般原則＞
	市条例	人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
	【目的】	利用者への虐待が憂慮される中、虐待防止の措置を義務付けることで利用者の人権を擁護する。
	5 非常災害対策について	
	国基準	重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 九 非常災害対策 ＜第二章第D条 運営規程＞＜第三章第b+8条 運営規程＞
市条例	重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 九 種類及び規模に応じた非常災害対策	
	【目的】	災害発生時において、きめ細かい緊急時対応力の強化につなげるため。
対象数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 29 園 ・ 保育所 91 園 ・ 認定こども園 3 園 ・ 家庭的保育者（保育ママ） 19 名 ・ グループ型小規模保育施設 1 施設 	

(国基準案)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

第一章 総則

(趣旨)

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)

第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準第A+1条の規定による基準

二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準第B条第一項、第B+1条(第五項を除く。)、第B+2条、第B+8条、第B+10条、第D+4条から第D+7条まで、第D+12条、第E条及び第E+1条並びに附則第F条及び第F+1条第一項の規定による基準

三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準第a+1条及び附則第F+2条の規定による基準

四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準第D+4条から第D+7条まで(第b+12条において準用する場合に限る。)、第D+12条(第b+12条において準用する場合に限る。)、第b条第一項、第b+1条、第b+2条(第b+1条第四項を除く。)、第b+4条第一項から第三項まで、第b+5条、第b+6条、第c条及び第c+1条並びに附則第F+1条第二項及び第F+3条の規定による基準

五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第二項各号又は第四十六条第二項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 小学校就学前子ども法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。

二 認定こども園法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。

三 幼稚園法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。

四 保育所法第七条第四項に規定する保育所をいう。

五 家庭的保育事業児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。

六 小規模保育事業児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。

七 居宅訪問型保育事業児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

八 事業所内保育事業児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。

九 支給認定法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。

十 支給認定保護者法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。

十一 支給認定子ども法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。

十二 支給認定証法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。

(国基準案)

- 十三 支給認定の有効期間法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- 十四 特定教育・保育施設法第二十七第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- 十五 特定教育・保育法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
- 十六 法定代理受領法第二十七条第五項（法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- 十七 特定地域型保育事業者法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- 十八 特定地域型保育法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。
- 十九 特別利用保育法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
- 二十 特別利用教育法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
- 二十一 特別利用地域型保育法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- 二十二 特定利用地域型保育法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第A+1条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を二十人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- 一 認定こども園法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(国基準案)

三 保育所法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第B条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第D条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。【従】

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第B+1条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなけれ

(国基準案)

ば、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（次項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園に限る。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設は、第一項又は前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第B+2条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和二十四年法律第百六十四号）第二十四条第三項（附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（支給資格等の確認）

第B+3条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第B+4条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第B+5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、そ

(国基準案)

の置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第B+6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第B+7条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第B+8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。第三項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額

(国基準案)

を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項までの金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第B+9条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第B+10条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）

二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第B+11条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第C+1条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(国基準案)

(緊急時等の対応)

第C+2条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第C+3条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第D条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第D+3条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- 六 第A+1条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第B+1条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第D+1条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第D+2条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第D+3条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤

(国基準案)

務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第D+4条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第D+5条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第D+6条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第D+7条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第D+8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第D+9条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（子ども・子育て支援法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第D+10条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に

(国基準案)

迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第D+11条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第D+12条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第D+13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第D+14条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第B+10条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

二 第B+7条第一項に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

三 第C+3条に規定する市町村への通知に係る記録

(国基準案)

四 第D+11条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第D+13条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第E条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第二号に掲げる利用中の子どもの総数が、第A+1条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第B+1条第三項及び第B+2条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第B+1条第二項中「特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第E+1条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第一号に掲げる利用中の子どもの総数が、第A+1条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第B+1条第三項及び第B+2条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第B+1条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第B+8条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

(国基準案)

第 a + 1 条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第号）第 C 1 ①条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。）及び小規模保育事業 B 型（同省令第 C 2 ①条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業 C 型（同省令第 C 3 ①条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第一号第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第 b 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 b + 8 条に規定する運営規程の概要、第 b + 5 条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第 B 条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第 b + 1 条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業者の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る児童に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設

(国基準案)

又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第b+2条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第b+3条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第b+4条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第a+1条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第号)第D①条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第a+1条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認

(国基準案)

定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第b+5条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第b+条において準用する第B+9条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。第三項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第二十九条第三項第一号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品
- 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- 三 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第b+6条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所

(国基準案)

における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第b+7条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第b+8条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第b+12条において準用する第D+4条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定地域型保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第b+1条第二項に規定する選考方法を含む。)
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第b+9条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第b+10条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第b+11条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録

(国基準案)

を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第b+6条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- 二 次条において準用する第B+7条第一項に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- 三 次条において準用する第C+3条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第D+10条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第D+12条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第b+12条 第B+3条から第B+9条まで(第B+5条及び第B+8条を除く。)、第C+1条から第C+3条まで及び第D+3条から第D+13条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第B+9条第一項中「施設型給付費(法第二十八条第一項の規定による特例施設型給付費を含む。この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第三十条第一項の規定による特例地域型保育給付費を含む。この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第c条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第三号に掲げる利用中の子ども(次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる利用中の子どもを含む。)の総数が、第a+1条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第b+1条第二項及び第b+2条第二項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第c+1条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第三号に掲げる利用中の子ども(前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる利用中の子どもを含む。)の総数が、第a+1条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

(国基準案)

附則

(施行期日)

第F-1条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第F条 特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第B+8条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。」と、同条第二項中「（法第二十七条第三項第一号に規定する額」とあるのは「（法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「支払を」とあるのは「支払を、市町村の同意を得て、」と、第C+3条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払いの対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第B+1条及び第B+2条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第F+1条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第B+8条第一項中「法第二十七条第二項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）及び同ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第b+5条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(国基準案)

(利用定員に関する経過措置)

第 F + 2 条 小規模保育事業 C 型にあつては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第 a + 1 条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第 F + 3 条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第 b + 4 条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。